

令和 8 年度東北森林管理局法律顧問業務仕様書

1 業務の目的

最近の国有林野事業に係る紛争は、財産・債権管理、不法占有及び各種契約についての損害賠償請求のほか、分収育林契約に係る訴訟、自然災害等による隣接地との紛争など、ますます複雑多様化してきている。

このため、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条及び第 2 条、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条及び第 717 条に関する事件、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）、国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）等に精通し、また、林野行政、国有林野事業、国の各種契約上の取扱い等の分野で、専門的な知見を有している者からの指導及び助言を必要としている。

本業務は、法律の専門家から法律上の問題等について、専門的な立場からの指導及び助言を受け、国有林野事業等に係る紛争の未然防止及び早期解決を目的とするものである。

2 業務内容

顧問弁護士は、以下の業務について東北森林管理局から依頼があった場合、適時適切に指導及び助言（電話、電子メール等を含む。）を行う。

- (1) 国有林野事業等に係る業務遂行上の諸問題についての法律相談
- (2) 新規及び係属中の訴訟対応に当たっての法律相談
- (3) その他東北森林管理局が依頼する事項

参考：令和 5～7 年度の訪問等による相談実績（1 回当たり：30 分程度）

令和 5 年度：24 回、令和 6 年度：16 回、令和 7 年度：11 回（令和 8 年 1 月末日現在）

（訪問相談のほか電話及び電子メールによる相談を含む。）

（会議等に出席の場合は、農林水産省所管旅費支給規則により別途旅費を支給）

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 その他

- (1) 本業務において、東北森林管理局への資料要求等の依頼、要望等があるときは、原則文書を作成し、監督職員に提出すること。
- (2) 本業務において作成された資料等の原著作権及び二次的著作物の著作権は、東北森林管理局に帰属すること。
- (3) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が生じたとき、又は業務の内容を変更する必要性が生じたときは、監督職員と請負者で協議すること。
- (4) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたときは、監督職員と協議すること。
- (5) 本業務において、知り得た知識及び機密事項等を公表又は第三者へ漏洩しないこと。